

# 青葉ケーブルテレビ インターネットオプションサービス利用約款

## 第1節 総則

### 第1条(約款の適用)

1. 青葉ケーブルテレビ インターネットオプションサービス利用約款(以下「オプション約款」といいます。)(は、青葉ケーブルテレビ インターネット加入契約約款(以下「基本約款」といいます。)(の追加約款であり、基本約款および当社がインターネット接続サービス(以下「接続サービス」といいます。)(ごとに定める他の追加約款(以下総称して「基本約款等」といいます。)(と一体となって適用されます。
2. 基本約款等とオプション約款が抵触する場合、オプション約款が優先して適用されます。

### 第2条(約款の変更)

1. 当社は、加入者と個別の協議をすることなく本約款を変更することができ、加入者は約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、変更後の約款を速やかに加入者に通知します。
3. 約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。

### 第3条(サービスの種類・内容・料金)

1. オプションサービスの種類・料金は、別表の料金表に記載のとおりとします。
2. 加入者が契約する接続サービスの種類により、利用できないオプションサービスがあります。
3. 一部のオプションサービスは、当社が業務委託契約を締結している株式会社エヌディエス(以下「エヌディエス」といいます。)(より提供されます。
4. オプションサービスのみ利用はできません。

### 第4条(サービスの申込と解除)

1. 加入者は、オプションサービスごとに当社所定の方法による申込をなし、当社による利用者登録を受けることにより、各オプションサービスを利用することができます。
2. 前項の利用者登録を受けた加入者(以下「利用者」といいます。)(は、当社に対し、解除日等の当社指定の事項を解除日から30日前までに当社所定の方法で通知することにより、利用登録を解除することができます。

### 第5条(料金計算方法)

1. 当社は、特に定めのある場合を除き、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、加入者が暦月の途中に利用者登録を受けた場合は、翌月1日より課金するものとします。ただし、利用者登録を受けた日の属する月のうちに登録を解除する場合は、当該利用者は1月分の契約料金を支払うものとします。
2. 利用者は、暦月の途中に登録を解除する場合であっても、当月末日までの料金を支払うものとします。

## 第2節 ウィルスバスター クラウドサービス

### 第6条(ウィルスバスター クラウドサービスの内容)

1. ウィルスバスター クラウドサービス(以下この節において「本サービス」といいます。)(とは、トレンドマイクロ株式会社の提供する「ウィルスバスター クラウド 月額版」を利用して、インターネットに接続した利用者端末(本サービスの提供を受けるための電子計算機)内で、インターネットの接続監視、コンピュータウィルスの検出、駆除およびインターネットへのアクセスに係るプライバシー保護などのセキュリティ対策を行うものです。
2. 「ウィルスバスター 月額版」および「ウィルスバスター モバイル 月額版」使用許諾契約(以下この節において「本サービス使用許諾契約」といいます。)(は、オプション約款の一部を構成するものとし、利用者は、本サービス使用許諾契約に基づいて本サービスを利用するものとします。
3. 本サービスは、日本国内で契約期間内において、1契約につき同一世帯のコンピュータ3台で利用できるものとします。

### 第7条(免責)

1. 当社は、「ウィルスバスター クラウド 月額版」が有する機能、性能およびその他の仕様の範囲で本サービスを提供し、利用者の期待通りの機能を有すること、期待する成果を実現すること、その他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
2. 本サービスの利用に起因して、利用者または第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいつさいの責任を負いません。

## 第3節 ノートン・インターネットセキュリティサービス

### 第8条(ノートン・インターネットセキュリティサービスの内容)

1. ノートン・インターネットセキュリティサービス(以下この節において「本サービス」といいます。)(とは、当社が、株式会社シマンテックの提供する「シマンテック・オンラインサービス」を利用して、インターネット上に接続したクライアントパソコン内で、インターネットの接続監視、コンピュータウィルスの検出、駆除およびインターネットへのアクセスに係るプライバシー保護などのセキュリティ対策を行うものです。
2. 「シマンテックソフトウェア使用許諾契約」は、オプション規約の一部を構成するものとし、利用者は、「シマンテックソフトウェア使用許諾契約」に基づいて本サービスを利用するものとします。
3. 本サービスは、日本国内で契約期間内において、1契約につき同一世帯のコンピュータ3台で利用できるものとします。

### 第9条(免責)

1. 当社は、「シマンテック・オンラインサービス」が有する機能、性能およびその他の仕様の範囲で本サービスを提供し、利用者の期待通りの機能を有すること、期待する成果を実現すること、その他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
2. 本サービスの利用に起因して、利用者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいつさいの責任を負いません。

## 第4節 MyPCセキュリティサービス

### 第10条(MyPCセキュリティサービスの内容)

1. MyPCセキュリティサービス(以下この節において「本サービス」といいます。)(とは、当社が、エフセキュア株式会社の提供する「F-Secure PC PROTECTION PLUS」(以下「F-Secure」といいます。)(を利用して、インターネットに接続したクライアントパソコン内で、インターネットの接続監視、コンピュータウィルスの検出、駆除およびインターネットへのアクセスに係るプライバシー保護などのセキュリティ対策を行うものです。
2. F-Secureの使用許諾契約は、オプション規約の一部を構成するものとし、利用者は使用許諾契約に基づいて本サービスを利用するものとします。
3. 本サービスは、日本国内で契約期間内において、1契約につき同一世帯のコンピュータ3台で利用できるものとします。

### 第11条(免責)

1. 当社は、「F-Secure」が有する機能、性能およびその他の仕様の範囲で本サービスを提供し、利用者の期待通りの機能を有すること、期待する成果を実現すること、その他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
2. 本サービスの利用に起因して、利用者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいつさいの責任を負いません。

## 第5節 i-フィルターサービス

### 第12条(i-フィルターサービスの内容)

1. i-フィルターサービス(以下この節において「本サービス」といいます。)(とは、株式会社デジタルアーツの提供するソフトウェア(i-フィルター 6.0)を利用して、インターネット上のWebページへのアクセスに係るコンテンツの表示規制を行うものです。
2. 「i-フィルター 6.0」の使用権許諾契約は、オプション約款の一部を構成するものとし、利用者は、「i-フィルター 6.0」の使用権許諾契約に基づいて本サービスを利用するものとします。

### 第13条(利用対象者)

1. 利用者は、本サービスを利用するために設定したインターネット接続環境を経由して、当該利用者の家族その他当該利用者が認めた者(以下「利用対象者」といいます。)(に本サービスを利用させることができるものとします。なお、この場合、利用対象者による本サービスの利用は、利用者による本サービスの利用とみなされます。
2. 利用者は、当社が、前項に基づき本サービスを利用させることができる利用対象者の数を制限する場合があることを承諾するものとします。

### 第14条(免責)

1. 当社は、「i-フィルター 6.0」が有する機能、性能およびその他の仕様の範囲で本サービスを提供し、利用者の期待通りの機能を有すること、期待する成果を実現すること、その他完全な機能を果たすことを保証するものではありません。
2. 本サービスの利用に起因して、利用者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいつさいの責任を負いません。

## 第6節 メールサービス

### 第15条(追加メールアドレスサービスの内容)

1. 追加メールアドレスサービスとは、当社が、利用者に対し、1GBのディスク容量を利用できるメールアドレスを付与するもので、基本サービスに付属するメールアドレスと同様にホームページの開設が可能です。
2. 追加メールアドレスProサービスとは、当社が、利用者に対し、5GBのディスク容量を利用できるメールアドレスを付与するものです。このサービスではホームページの開設はできません。
3. 前2項のサービス上で送受信される電子メールに対しても、基本サービスに付属するメールアドレスと同様のウイルスチェックが行われます。

### 第16条(メールボックス容量追加サービスの内容)

1. メールボックス容量追加サービスとは、当社が、基本サービスに付属するメールアドレスまたは追加メールアドレスの利用者に対し、容量4GBのディスクスペースを別表の料金表に記載の料金で貸与し、利用者には最大5GBまでのディスク容量の利用を可能にするものです。

### 第17条(UbiquMailサービスの内容)

1. UbiquMailサービスとは、当社の付与するメールアドレスを利用してブラウザ上からメールの閲覧・送信などの操作を可能とするWebメール機能を提供するものです。
2. 利用者は、当社が定める条件・範囲のもとにUbiquMailサービスを利用できるものとします。
3. UbiquMailサービス上で送信される電子メールに対しては、基本サービスに付属するウイルスチェック機能の提供はありません。

### 第18条(メール転送サービスの内容)

1. メール転送サービスとは、当社が、1メールアドレスにつき1か所の転送設定を行うものであり、1メールアドレスについての転送設定は、月に10回までとします。

### 第19条(迷惑メールフィルタサービスの内容)

1. 迷惑メールフィルタサービス(以下この条において「本サービス」といいます。)(とは、当社の付与するメールアドレス宛に送信された電子メールに関して迷惑メール判定を行い、ヘッダ部分に判定結果を表示するとともに、利用者の任意の選択により、以下の機能を無料で提供するものです。
  - (1)迷惑メールと判定したメールの件名に、識別のための文字列を付加する機能
  - (2)迷惑メールと判定したメールを当社サーバ上の迷惑メールボックスに振り分けを行い、ブラウザ上で迷惑メールの閲覧、削除などの操作を可能とする機能
2. 利用者は、当社が定める条件・範囲のもとに、本サービスを利用できるものとし、迷惑メール判定が行われることにつき、あらかじめ了承するものとします。
3. 当社は、迷惑メールボックスに振り分けた迷惑メールについて、当社が定める保管期間後に削除します。
4. 本サービスの内容について、当社はその正確性、完全性、有用性等に関し、いかなる保証も行わないものとします。
5. 本サービスの利用、あるいは利用できないことに起因して、利用者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社はいつさいの責任を負いません。

## 第7節 ホームページサービスおよびホームページ容量追加サービス

### 第20条(ホームページサービスおよびホームページ容量追加サービスの内容)

1. ホームページサービスとは、当社が、利用者に対し、ホームページに使用できるディスクスペースを貸与するものです。ディスク容量は20MBとし、利用者が追加メールアドレスを取得している場合は、メールアドレスごとに独立したディスクスペースを貸与します。
2. ホームページ容量追加サービスは、当社が、ホームページに使用できる容量80MBのディスクスペースを追加貸与し、利用者には最大100MBまでのディスク容量の利用を可能にするものです。

### 第21条(CGI等の利用)

1. 利用者は、CGI等を当社指定のサーバにおいて、当社指定の手順・範囲のもとに利用できるものとします。
2. 利用者がCGI等を利用した掲示板・チャット等、第三者による書込が可能な機能を設置している場合、利用者は第三者による書込に対してその管理義務を負うものとし、利用者が表示している情報と同等の責任を負うものとします。

## 第22条(禁止行為)

1. 利用者は、ホームページサービスおよびホームページ容量追加サービスの利用にあたり、特に以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1)第三者に利用させる行為
  - (2)他サイトへCGI、画像等を提供する目的での利用
  - (3)他の利用者の妨げとなる過負荷のプログラムおよびCGI等を実行する行為
  - (4)プログラムミス等による暴走等を起こす行為
2. 利用者が前項に該当する行為を行った場合には、当社は、利用者のホームページ上の情報を削除することができるものとします。
3. 当社は、前項の措置により利用者が損害を被ったとしても、いっさいその責任を負いません。

## 第23条(免責)

1. 当社はテクニカルサポートをする義務を負いません。利用者は市販の書籍、WWWページ等を参考にホームページを開設するものとします。
2. 当社は、ホームページの表示性能ならびにホームページサービスおよびホームページ容量追加サービスの利用によりもたらされる結果について、いっさいの保証をしません。

## 第8節 TikiTikiフォンサービス

### 第24条(定義)

本節における用語を以下のとおり定義します。

- (1)「VoIP(Voice over IP)」とは、インターネットプロトコル(IP)ネットワーク上で音声通話を実現する技術の総称をいいます。
- (2)「IP電話」とは、音声通話にVoIPの技術を用いた電話サービスをいいます。
- (3)「固定電話」とは、アナログ電話回線を用いた、一般加入電話網(国内・国外)と有線で接続された電話サービスをいいます。
- (4)「TA(Telephony Adapter)」とは、一般の電話機を通じIP電話を利用することを可能にする、電話回線接続機器をいいます。なお、当社がレンタルするTAは、ルータ機能を有し、単体でルータとしても利用できます。
- (5)「ユニバーサルサービス」とは、電気通信事業法において「国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき」と定められているサービスをいいます。
- (6)「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービスの地域間格差のない安定的な提供を確保するための負担金に充てるもので、ユニバーサルサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価に基づき、当社が定める料金をいいます。

### 第25条(TikiTikiフォンサービスの内容)

1. TikiTikiフォンサービス(以下この節において「本サービス」といいます。)は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTTCom」といいます。)が提供するVoIPネットワークを利用して提供されるものであり、利用者は、IP電話を通じ、以下に定める範囲の音声通話を行うことができます。
  - (1)利用者間の音声通話
  - (2)利用者と利用者以外の別途当社が指定するIP電話利用者との間の音声通話
  - (3)利用者とNTT東日本・NTT西日本の固定電話契約者との間の音声通話
  - (4)利用者と国内の携帯電話利用者との間の音声通話
  - (5)利用者と国内のPHS利用者との間の音声通話
2. 前項にかかわらず、以下に定める範囲の音声通話は本サービスの対象外となり、利用者は固定電話を利用して音声通話を行うものとし、当該音声通話に関しては従来どおり利用者が契約する通信会社が定める通信料金が発生するものとします。
  - (1)110番、119番等、緊急通話を含む3桁番号サービスへの音声通話
  - (2)0120、0570等ではじまる、特定の電気通信事業者のサービスを利用する電話番号への音声通話
  - (3)相手先電話番号の前に「0000」を付加し発信した音声通話
  - (4)相手先電話番号の前に001、0088等の電気通信事業者の事業者識別番号を付加し発信した音声通話
  - (5)衛星電話への音声通話
  - (6)TA、その他本サービスにおいて使用される機器の障害、またはIPネットワーク等、本サービスに関する障害に起因し、本サービスを受けられない状態が利用者が発信を行った音声通話
  - (7)前号の機器が正しく接続・設定されていない状態または電源が入っていない状態(停電などの状態を含みます。)
3. 本サービスの提供は、NTTComがサービスを終了する時に終了します。ただし、NTTComのサービス提供期間内であっても、事情により予告なく本サービスの提供期間を短縮し、または提供を終了する場合があります。

### 第26条(免責)

1. 当社は、通話品質を含むいっさいの本サービスの内容について、その完全性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に関し、以下に定める利用者が生じた損害についてはいかなる場合においてもいっさい責任を負わないものとします。
  - (1)当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害
  - (2)当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害
  - (3)通話の障害等に起因する、またはその他いっさいの逸失利益

### 第27条(料金計算方法の特則)

加入者が暦月の途中で利用者登録を受けた場合は、月額基本料、機器レンタル料およびユニバーサルサービス料については、翌月1日より課金するものとし、通話料については、利用開始日にかかわらず、利用者の利用に応じて課金するものとします。

### 第28条(登録解除の特則)

利用者は、登録を解除しようとする月の20日までに、登録を解除するとの意思表示を当社所定の方法で当社に通知することにより、その月の末日付けで登録を解除することができます。

### 第29条(TAレンタル)

1. 本サービスの利用には、当社指定のTAが必要となります。
2. 本サービスにおいて使用するTAをレンタルする場合は、当社所定の手続きにより申し込むものとします。
3. TAのレンタル契約を解約する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとします。
4. 本サービスおよび本サービスが付帯する当社と利用者との接続サービスが終了した場合、同時にTAのレンタル契約も終了するものとします。
5. 利用者は、レンタル契約が終了した場合およびTAの交換が必要となった場合は、速やかに利用機器を当社の指示に従い返還するものとします。
6. 前項の定めにかかわらず、利用者からTAが返還されない場合、当社は利用者に対し、TAが返還されるまでの間、レンタル料金を請求することができることに同時に、別途定める違約金

等を請求するものとします。

7. 利用者は、TAを善良なる管理者の注意をもって保管・使用するものとします。
8. 利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - (1)TAを当社の承諾なく申込利用場所以外へ移動すること、および申込回線以外へ移設すること。
  - (2)TAを日本国外に持ち出すこと。
  - (3)TAを譲渡または担保に供すること。
  - (4)TAを転貸または売却して第三者に利用させること。
  - (5)TAを分解、解析、改造、変更などして、引き渡し時の原状を変更すること。
  - (6)有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
  - (7)プログラムの全部または一部を複製、改造、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
9. 利用者は、TAを滅失(盗難による場合を含みます。)、毀損または損傷したときは、直ちにその旨を当社に通知し、その原因を問わず、別表の料金表に定める損害金を当社に支払うものとします。
10. 当社は、TAに障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、当社の負担により修理または交換を行います。ただし、障害の発生が利用者の責に帰すべき事由によるときは、利用者が高額修理代または別表の料金表に定める損害金を負担するものとします。

### 第30条(禁止事項)

利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1)故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (2)故意に多数の不完了呼を発生させるまたは連続的に多数の呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為
- (3)受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に商業的宣伝もしくは勧誘の通話をする行為および商業的宣伝もしくは勧誘を目的とした回線への発信を誘導する行為
- (4)受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある通話をする行為
- (5)本サービスの品質等を低下させる行為もしくは当社の信頼を損なう行為
- (6)その他、当社が不適切と判断する行為

### 第31条(当社による登録の解除)

当社は、利用者が第31条第3項各号および前条各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、事前の催告なしに、本サービスの利用登録を解除することができるものとします。

## 第9節 データ通信機器レンタルサービス

### 第32条(データ通信機器レンタルサービスの内容)

1. データ通信機器レンタルサービス(以下この節において「本サービス」といいます。)とは、当社が別途定める接続サービスの加入者を対象として、当社がデータ通信機器(以下「ルータ機器」といいます。)をレンタル提供するものとします。
2. 当社は、接続サービスごとにレンタルするルータ機器を指定するものとし、接続サービス1契約につき1台を利用者に貸与します。
3. 本サービスが付帯する当社と利用者との接続サービス契約が終了した場合、または本サービスの対象外となる接続サービスへ変更された場合、同時に本サービス契約も終了するものとします。
4. 利用者は、本サービス契約が終了した場合および機器の交換が必要となった場合は、速やかに利用ルータ機器を当社の指示に従い返還するものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、利用者からルータ機器が返還されない場合、当社は利用者に対し、ルータ機器が返還されるまでの間、レンタル料金を請求することができることに同時に、別表の料金表に定める損害金を請求するものとします。
6. 利用者は、ルータ機器を善良なる管理者の注意をもって保管・使用するものとします。
7. 利用者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
  - (1)ルータ機器を本サービスが付帯する接続サービスの契約回線以外で利用すること。
  - (2)ルータ機器を日本国外に持ち出すこと。
  - (3)ルータ機器を譲渡または担保に供すること。
  - (4)ルータ機器を転貸または売却して第三者に利用させること。
  - (5)ルータ機器を分解、解析、改造、変更などして、引き渡し時の原状を変更すること。
  - (6)有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。
  - (7)プログラムの全部または一部を複製、改造、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。
8. 利用者は、ルータ機器を滅失(盗難による場合を含みます。)、毀損または損傷したときは、直ちにその旨を当社に通知し、その原因を問わず、別表の料金表に定める損害金を当社に支払うものとします。
9. 当社は、ルータ機器に障害が発生し通常の使用ができなくなったときは、当社の負担により修理または交換を行います。ただし、障害の発生が利用者の責に帰すべき事由によるときは、利用者が高額修理代または別表の料金表に定める損害金を負担するものとします。

## 第10節 超ホーダイ・アプリ超ホーダイ・キッズパック・スマートフォンセキュリティ

### 第33条(定義)

本約款における用語を以下のとおり定義します。

- (1)「本製品」とは、当社が販売権および公衆送信権(送信可能化権を含みます。以下同じとします。)を有する次に記載のサービスに対応しているアプリケーションソフトウェア(付属するフロント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含みます。)(利用権をいいます。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とします。

製品名称	サービス内容
超ホーダイ	セキュリティやゲームを含む120本以上のアプリケーションソフトウェアを自由に選んでダウンロードできます。
アプリ超ホーダイ	Android OS専用サービス セキュリティやゲームを含む100タイトル以上のアプリケーションソフトウェアを自由に選んでダウンロードできます。
キッズパック	Android OS専用サービス フィルタリングソフトを含む11タイトルのアプリケーションソフトウェアをダウンロードできます。
スマートフォンセキュリティ	Android OS専用サービス Bitdefender社のエンジンを利用したスマートフォンセキュリティをダウンロードできます。

(2)「シリアルコード」とは、本製品を入手または利用するために必要なIDおよびパスワード等のデータのことをいいます。

#### 第34条(サービスの内容)

1. 超ホーダイ、アプリ超ホーダイ、キッズバックおよびスマートフォンセキュリティ(以下総称してこの節において「本サービス」といいます。)とは、ソースネクスト株式会社(以下「ソースネクスト」といいます。)が提供する本製品の利用権を販売するものです。
2. 本サービスでダウンロードできるアプリケーションソフトウェアには、ソースネクストが定める利用規約および使用許諾条件書(以下この節において「本サービス使用許諾契約」といいます。)があり、オプション約款の一部を構成するものとし、利用者は、本サービス使用許諾契約に基づいて本サービスを利用するものとします。
3. 当社は所定の方法により利用者に対し、本製品のシリアルコードを交付します。
4. 本製品の利用権は、前項に従って利用者对本製品のシリアルコードが交付された時点または利用者から当社に本製品の利用料金が支払われた時点のいずれか遅い時点で当社から利用者に移転するものとします。
5. 本サービスの最低利用期間は、課金開始日から3ヶ月間とします。
6. 前項に規定する最低利用期間内に、契約者の責に帰すべき事由により契約を終了する場合、契約を終了する月の料金額に残りの最低利用期間月数を乗じた金額を契約解除料として当社に支払うものとします。
7. 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。本サービスの提供を終了する場合は、終了日を本サービスの契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第35条(個人情報の取り扱い)

1. 本サービスの契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてエヌディエスから請求があったときは、当社が契約者および利用者の氏名および住所等を、エヌディエスと業務提携している株式会社アイテムに通知する場合があることについて、同意するものとします。
2. 本サービスの契約者および利用者は、当社が本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本サービスの契約者および利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて同意するものとします。
3. 本サービスの契約者および利用者は、当社および株式会社アイテムが、本サービスの提供および本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。

#### 第36条(損害賠償)

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額利用料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

#### 付則

当社は特に必要がある場合には、本約款に特約および規定等を付することができます。本約款は、2019年12月 5日より改定実施します。本約款の変更前に発生した債務については変更前の約款が適用されます。